

いまいま

乳牛導入100周年 酪農振興へ記念式典

明治43年、訓子府の大地に乳牛が導入されてから、100周年を迎えました。訓子府酪農振興会では、4月に記念式典を行う予定です。会長の越智孝さんは「厳しい経営状況の中で訓子府の酪農業は着実に発展している。若い世代も多く、節目を機会に、若い人ががんばってもらえる年にしたい」と話していました。



越智 孝さん (福野 54歳)

明治40年に肉牛、明治43年には乳牛が、いずれも西富の渡辺繁三さん(故人)が導入し、「訓子府酪農」の土台が作られました。乳牛導入から今年で100周年となります。「大きな節目の年に酪農振興会の会長に就いていることに感慨深いも

のがあります。さらなる酪農発展を願っています。町内にたくさんいる若い世代の酪農家を中心になって101年以降がんばってもらいたいという気持ちです」

「酪農振興会の会員は、54戸です。訓子府酪農のこれまでを振り返り、将来への発展をめざし、記念式典を行います。4月20日に記念式典を行うほか、記念誌を発刊します。また、式典より先になります。記念講演会も計画しています。私たちの世代から、20代から40代の人たちへと訓子府酪農の中心を移行していくような事業にする節目にしていきたいです」

「私自身、酪農に携わって40年になります。現在地では28年です。経営としては浮き沈みが激しい職業というのには実感しています。機械化が進み、体としては楽になっていくのかもしれないが、楽になった分、機械化などの投資や乳牛の頭数増といったことで新たな負担も出てくることになりそうです」

「近年、飼料価格の高騰が続くなど厳しい状況の中の酪農ではあります。経営は徐々に好転していくものと思っています。若い人たちの酪農にかける情熱はすごいですよ。若い人が、がんばることができるようサポートしていきたいと思っています」

川柳 訓子府川柳社

置き物になった木の根が山を恋い
大谷 今野きくえ
口よりも手を動かせと父の訓
実郷 森岡 久子
雪降れば老人パウダーダンブ押す
東町 所 モト
火も風も防いでくれた母の愛
柏丘 田中 富子
これからの話しに冬日もう暮れる
東町 船戸 千春
節分の鬼に妥協を強いられる
東幸町 中島 玲子
雪多くもうくたくたと愚痴の種
旭町 堤 裕紀子
結露拭き昇る朝日に気をもらい
高園 兼安 光子
寅どしと歩んだ昭和が薄れゆく
協成 東 清子
今日もまた散歩しようと犬が呼ぶ
高園 廣部 栄子
一年の歩幅見事な孫育ち
緑丘 横川千代子
年古れど里の山並濃いみどり
緑丘 飯島さだえ
子離れのできず幼稚なままで老い
日出町 中野 正紀



運動・栄養・休養

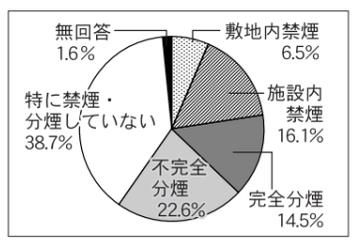
昨年11月から1月にかけて、町内の公共施設や医療機関・事業所30か所を対象に、禁煙・分煙に関するアンケートを実施しました。これは、町健康増進計画の職場などの健康づくりに関する取り組みに活用するためです。

分煙の状況
全体の約6割(グラフ参照)で禁煙・分煙が実施されています。その多くは公共施設で、地域の集会所や事業所では、場所の確保などの問題から、分煙化が難しいことがわかりました。喫煙マナー向上を

非喫煙者に対する工夫について、禁煙・分煙を実施していないところでは「個人のマナーに任せている」という回答が半数を占め、環境の整備が難しい中で、「個人の喫煙マナー」や「タバコの害の知識」の向上が、大切であることがわかりました。

喫煙マナーは、町健康増進計画の中で「歩きタバコをしない」「タバコのポイ捨てをしない」「タバコを吸うときは、周りの人に配慮する」となっています。受動喫煙とは、タバコの煙には、喫煙者が直

“約6割の施設で禁煙・分煙～アンケート結果から～”



接吸い込む「主流煙」と火のついた部分から立ち上る「副流煙」があり、喫煙していても喫煙者のそばで副流煙を吸うことを「受動喫煙」と言います。主流煙と副流煙を比べると、煙に含まれるニコチン、タール、一酸化炭素などの含有量は、副流煙のほうが多くなっています。また、副流煙は目や鼻の粘膜をより刺激するなど、タバコを吸わない人にも影響すると言われています。

禁煙・分煙の種類

敷地内禁煙	敷地内と施設内全体を禁煙にしている
施設内禁煙	施設の中はすべて禁煙にしている
完全分煙	喫煙場所を個室のように囲い、煙が流れていかないように完全分離している
不完全分煙	喫煙室など個室にはしていないが、喫煙する場所を限定している
禁煙タイム	喫煙場所を設けてはいないが、喫煙できる時間を決めている

今月の担当 保健師 下地 初美

介護・支援・予防

わたしたちの国民年金

こんなときは国民年金の手続きが必要です

ご本人や配偶者の就職・転職、結婚などで国民年金の加入の種別が変わることがあり、下記の表のように、種別変更などの手続きが必要となる場合があります。手続きをされなかった場合は、病気やけがで障害が残ったときや、死亡した場合の障害年金・遺族年金を受け取ることができなくなる場合もありますので、必ず手続きしてください。

保険料納付は便利な口座振替で

加入の種別

- 第1号被保険者 自営業や学生など
- 第2号被保険者 厚生年金や共済組合の加入者
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者(収入が一定額を超えない方)
- 問合せ 町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき	未加入→第1号	市町村の窓口
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入→第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号→第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号→第1号	市町村の窓口
第2号被保険者が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号→第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者(配偶者)に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号→第1号	市町村の窓口
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養からはずれるようになったとき		